

草の根の実践から「多文化共生」を捉え直す： 「多文化共生」を「外国人」のものとするための試論

鄭栄鎮*

キーワード：多文化共生、「外国人」、対等な関係、平等

1. はじめに

日本において「外国人」が増加するにつれ、「多文化共生」なる言葉が多々聞かれるようになってきた。では、この「多文化共生」はどのように捉えられているのであろうか。

まずは、総務省が2006年に策定した「地域における多文化共生推進プラン」をみてみよう。これは、その当時、進展しつつあったグローバル化と、それともなう外国人登録者数の増加の見込みから、「外国人住民施策は、既に一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題となりつつある」状況に日本があるとしている。そのうえで「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増している」というものである〔総務省自治行政局国際室2006〕。

同プランから総務省がいうところの「多文化共生」を考えると、上記にあるとおりに、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差違を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きて」いけるような状況をさしているといえることができるだろう。

同プランは2020年に「外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・

包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化といった社会経済情勢の変化を踏まえ」て改訂されている〔総務省自治行政局国際室2020〕。この改訂版においても「多文化共生」の意図するところは変わっていない。同プランは「各都道府県及び市区町村における多文化共生施策の推進に関する指針・計画の策定に資するため（略）策定しました」〔総務省自治行政局国際室2020〕とあり、各地方自治体が策定する同種の計画等のモデルにもなるものである。そのため、各地方自治体がいうところの「多文化共生」が同プランのそれと似かよってしまう傾向が生じてしまう。

たとえば、大阪市が2020年に策定した「大阪市多文化共生指針」では、「多文化共生社会」とは、多様な価値観や文化を認め、国籍や民族、性別や出身などの違いを理由として社会的不利益を被ることがなく、一人ひとりが個人として尊重され、相互に対等な関係を築き、その持つ能力を十分発揮しつつ自己実現を目指して、社会参加できる創造的で豊かな社会」だとしている〔大阪市2020〕。

ついで、本稿がフォーカスする大阪府八尾市が2021年に策定した「第2次八尾市多文化共生推進計画」では、「多文化共生社会」とは、国籍、民族、文化などの違いを尊重し、互いから学びあい、ともに生活できる地域社会のこと」とあ

る〔八尾市人権ふれあい部人権政策課 2021〕。八尾市、大阪市ともこまかな表現こそ異なっているが、国がいう「多文化共生」と乖離するほどの大意の違いはみられない。

これら国や地方自治体がいうところの「多文化共生」であるが、以下の3点がそれを構成する要素として抽出できるのではないだろうか。

- 1) 異なる人々の存在
- 2) 文化的差違
- 3) 対等な関係への相互努力

この3つの観点にもとづき、国や地方自治体の「多文化共生」施策が現在執り行われていると考えられるが、もっとも、そこには重要な視点が欠落していると考えられるのである。

まず、「異なる人々の存在」「文化的差違」である。つまり、「多文化共生」には、互いが異なるという前提があり、これからは「多文化共生」施策の対象が可視化される「外国人」を想定していると考えられる。渡日間もない「外国人」や、使用言語、みためなどにより、「外国人」としてよりわかりやすい存在にその対象がフォーカスされているのである。日本において世代を重ね、日本語を母語とし、みためも日本人とかわらない在日朝鮮人¹⁾のような存在は、「多文化共生」が指し示す内実から欠落しているのではないだろうか。そう考えると、「多文化共生」は渡日間もない、あるいは日本での居住歴の浅い「外国人」に対して打ち出される施策等であって、今後日本で生まれ、世代を重ねていく「外国人」がその対象から抜け落ちていくことが容易に想像できる。

総務省では、先の「地域における多文化共生推進プラン」策定から10年となり、「地域における多文化共生施策の更なる推進に資するため、2016年に「多文化共生事例集作成ワーキンググ

ープ」を設置し、多文化共生の優良な取組を掲載した多文化共生事例集を作成」している。この事例集では、133の応募より選出された地方自治体、国際交流協会、NPO等による52の取り組み事例が「優良な取組」として掲載されている²⁾〔総務省 2017〕。優良とされるこれらの取り組みは、いわば国が承認した「多文化共生」施策といって差し支えはないであろう。そして、その事例の多くがいわゆるニューカマーの「外国人」を取り組みのターゲットとしたものであり、かつ、「外国人」を「支援する」取り組みが多い。つまり、ここでいう「多文化共生」は、「外国人」が支援の客体として捉えられているとみうけられる。

また、「外国人住民の自立と社会参画」とするカテゴリーで3つの取り組みが紹介されているが、それはあくまでも「社会参画」であり、「政治参加」ではない。繰り返しになるが、国や地方自治体がいうところの「多文化共生」では、その対象となる「外国人」はあくまでも支援の客体であり、他方では、政治参加できる主体ではないということである。だからこそ、地方参政権を求める在日朝鮮人のような存在が欠落するのは、ある意味当然ともいえる帰結である。

「対等な関係の相互努力」についても考えてみよう。まずは「相互努力」であるが、これは日本人と「外国人」という両者に課せられたものだど文意から読み取れる。しかし、どうして「外国人」が日本人との関係性を対等なものとするために努力が課されるのであろうか。日本で暮らすうえで、日本人と比較して外国人は政治参加の権利がなく、社会的・経済的に弱者とならざるをえない。そのような構造的な不平等の状態を放置しながら、「外国人」に対してどのような努力を課そうとするのであろうか。それらを

放置する日本人にこそ、それを解消する努力が必要であろう。

さらには「対等な関係」である。「対等」は辞書では「双方の間に優劣・高下のないこと。双方同等であること」である〔新村 2018：1759〕。一方、よく似た言葉として「平等」がある。これも辞書でみると「かたよりや差別がなく、すべてのものが一様で等しいこと。へいとう」とある〔新村 2018：2498〕。他の辞書もみているが、「対等」は「二つの物事の間に上下・優劣のないこと（さま）。同等」〔松村・三省堂編修所 2019：1641〕、「平等」は「差別なく、みなひとしなみであること（さま）」〔松村・三省堂編修所 2019：2332〕であり、大意は同じである。「対等」「平等」とも、その意の一般的な理解は辞書に記載されているとおりであろう。

樋口は「多文化共生」で用いられる「対等」を「学術的な検討に堪えない言葉」という。そのうえで、「対等」は社会構造のあり方を表す言葉ではなく、「異なる人々」＝「社会集団間の関係を指す」といい、さらには、そのような「共生」は実現する主体が国家ではなく「人々」になるというが〔樋口 2019：132〕、では、「外国人」が求める社会やコミュニティのあり方とは、日本人と「対等」な関係をめざすだけで事足りるものであろうか。それとも、そこからさらに進展した社会構造の「平等」な関係を志向したものであろうか。これはもちろん後者であろう。国籍や民族などによって社会的・経済的に差別されることなく、等しい存在として存在すること、それが社会構造として担保されることこそが「外国人」の求めているものだと当事者でもある筆者は考える。

「平等」な関係への志向が欠落した「多文化共生」は、「外国人」のコミュニティでの生きやす

さや受容感を高めるものではなく、日本人と「外国人」との権力関係を強化するものと化してしまう。「外国人」が支援の客体となる取り組みが「優良な取組」とされていたことがその証左でもある。ならば、日本人と「外国人」が「平等」となるために、まずは、日本人と比べて「外国人」が「優劣・高下」がないこと、「双方同等」であることを「外国人」じしんが認知する必要がある。つまり「平等」へとむかうために、まずは日本人と「外国人」との「対等」な関係性を構築することをねらいとした、教育や社会運動などの実践が必要となってくるのではないだろうか。

2. 八尾市とトッカビ子ども会

ここからは、大阪府東部に位置する八尾市にフォーカスしていく。後述するが、八尾市には日本人と「外国人」との「対等」のみならず「平等」な関係を志向した教育や社会運動等の諸実践の歴史があり、「多文化共生」を「外国人」のためのものと捉え直すべく検討するケースとして適当である。

八尾市は1945年以前より朝鮮人が多数暮らし、1980年代以降はインドシナ難民として渡日したベトナム人や、中国帰国者などが多数暮らすようになったまちである。2021年3月末日現在、外国籍者は7,885人であり、市人口26万4,867人の2.97%を占めている〔八尾市総務部総務課統計係 2022〕。

また、旧来より「外国人」の居住が多かったことはもとより、部落解放運動の影響などから「トッカビ子ども会」（トッカビ）を中心とした在日朝鮮人によるその諸権利獲得のための運動がとりくまれてきた。

トッカビは、1974年、八尾市内の被差別部落で発足した在日朝鮮人の子ども会で、在日朝鮮

人青年、日本人青年とともに、在日朝鮮人の子どもへの民族教育の実践および民族教育権の保障、さらには、八尾市職員採用試験受験資格の国籍要件、いわゆる「国籍条項」の撤廃運動などに取り組んできた。

では、トッカビはどうしてそのような実践に取り組んできたのか。トッカビ発足時の在日朝鮮人の子どもをとりまく状況について、その活動参加の誘いかけピラからみてみよう。

みなさんも知ってのとおり、日本の学校にまなぶ私たちの弟や妹たちは、自分の祖国や、民族の歴史についてなにも知らずにいることが多くあります。自分の身の回りや、親をつうじて自分なりに、考えるようになります。ですから、親が酒飲みだったら、朝鮮人は酒ばっかりのんでいるから、いつまでたってもうだつがあがらないんだと思い、また、日本人から差別されたりすると、朝鮮人は、あわれでダメな民族だなあと思ったりして、けっきょくは、朝鮮人であることをかくして日本人になりきろうとするようになります（略）子供たちが、自分が朝鮮人であることに、自信がもてないのは、ひとくちにいって、自分の民族や国について正しく知らないからではないでしょうか!?自分の民族や国を正しく知り、親の苦勞を知り、未来についてしっかりした考えをもつようにすること、それが民族教育なのです [しんぼく会「トッカビ」1974]。

現在の日本では、いわゆる外国にルーツを持つ子どもを対象とした実践が学校や地域コミュニティで取り組まれており、先の事例集にも何点か掲載されている。しかし、トッカビ発足時

の1974年はそのような取り組みが大阪市などで緒に就きはじめてたころであり、在日朝鮮人の子どもの多くはこのピラにあるような状況におかれていた。トッカビは、このような状況の変革を志向して民族教育の実践を行い、他方では、社会変革の実践として市職員採用試験の国籍条項撤廃運動などにも取り組み、撤廃の成果をえていった。

ついで、同撤廃運動でのピラをみていこう。撤廃を求める運動側の要求に、市当局が返したことばが掲載されている。

八尾市の人事課は、私たちの意見に答えられなくなると、今度は、差別意識をロコツに出しはじめました。「日本国憲法の基本的人権は、外国人には関係ない」「外国人が公務員になると住民の利益がそこなわれる」「2千7百人の八尾市の公務員のうち外国人が半数を占めたらどうなるのか」「外国人は住民のうちにはいらぬ」などと話にもならないことをまくしたて、八尾市の行政の民族差別的体質をイヤというほど見せつける結果となりました [安中支部差別国籍条項撤廃闘争委員会 1979]。

当時の行政当局が、在日朝鮮人をその市に暮らす「住民」とする認知がなかったことがこのピラからは読み取れる。現在の「多文化共生」がいわれる日本社会とはまったく異なる地平がその当時であったのである。

これらの引用からトッカビの実践をみると、「対等」な関係だけを希求していたのではないと理解できるのではないだろうか。活動参加の呼びかけをみると、まず、在日朝鮮人の子どもたちが自分自身の存在を卑下するのは、自分たち

のルーツを知らないがゆえであることがのべられている。そして、そのような状態を解消すべく、「自分の民族や国を正しく知り、親の苦勞を知り、未来についてしっかりした考えをもつようにすること」としている。

日本人の子どもは日本で生まれ育ち、自分自身が日本人であることを自然と受容することが一般的であろう。しかし、日本で生まれ育った在日朝鮮人の子どもたちは、日本人とは異なる存在であることを日本人という他者を通じて知る。そして、自分たちが日本人と異なるだけではなく、どうして日本で生まれたのかや、自己のルーツを知らないこと、差別されることなどによって、日本人よりも自分たちが劣った存在だと認知してしまう。このような状況を打破するためには、在日朝鮮人は日本人とはなんら劣っていないこと、つまり、在日朝鮮人と日本人とが「対等」であることをまずは知る必要がある。そのため、自文化の継承言語を知ることや、踊りなどの民族文化を習得することなどの実践に取り組むこととなる。また、在日朝鮮人どうしの仲間をつくることで、自分一人だけではなく、その孤立感を解消していくことも必要である。これら実践を積み重ねることによって、みずから劣った存在でないこと、自己のルーツへの肯定感の醸成へとつながる。つまり、上記のような民族教育の実践を通じて、自己の存在がけっして劣っていないこと、日本人と「対等」な関係であることへと結実するのである。そして、「対等」な存在であることを前提として、それを集団間との関係だけでなく社会構造から担保する、つまり「平等」な社会を構築するための実践が必要となる。その意味から八尾で取り組まれたのが先の国籍条項撤廃運動である。

教育実践が「対等」な関係を構築するもので

あったとすれば、「住民」としての在日朝鮮人の権利を求めた国籍条項撤廃運動は、「平等」な関係を創出する実践であった。

3. オリニマダンとウリカラゲモイム

ついで、トッカビが教職員組合などと実施した「オリニマダン」「ウリカラゲモイム」をみていき、まずは「対等」な関係の構築について考えよう。そのうえで、「平等」についてもあらためて考えていこう。

3-1 オリニマダンについて

韓国朝鮮語で「子どものひろば」を意味する「オリニマダン」は、「八尾市に住む韓国・朝鮮人児童・生徒のためのサマースクール」として1981年に第1回が開催されたイベントである。対象は八尾市内に住み、主に公立小・中学校に通う在日朝鮮人の子どもであり、小学生の部と中学生の部がそれぞれ開催されている。1986年に「オリニマダン」の愛称が付され、2003年には対象をすべての外国にルーツを持つ子どもへと拡大し、「多文化キッズサマースクール・オリニマダン」へと改称された。コロナ禍で2020年、2021年は中止となったが、それ以外は1981年以降、毎年開催されている。

第1回目の主催は同イベント実施を目的として実行委員会であり、その構成メンバーは、市内小・中学校の教師有志とトッカビで、八尾市教職員組合（八尾教組、八尾市教組）が後援団体であった。2回目からは八尾教組、民族教育推進委員会主催、八尾市教育委員会協賛となり、「文字どおり全市的な取り組みとして広がり始めた」とある〔八尾市に民族教育を保障させる連絡会 1984〕。現在の主催は八尾市在日外国人教育研究会（八尾市外教³⁾）である。

先述のとおり、当初は在日朝鮮人の子どもを対象とした取り組みであったが、八尾市内で在日朝鮮人とは異なる外国にルーツを持つ子どもが増加したことなどから、国籍にかかわらずそれらルーツを持つすべての子どもを対象とした取り組みへと発展している。2022年度（第41回）の参加は、小学生の部で八尾市内全28小学校のうち21校から200人近い参加があり、中学生の部では全15中学校のうち8校から50人近い参加があった⁴⁾。

イベントへの参加は、各小・中学校にいる八尾市外教の運営委員⁵⁾より案内がクラス担任に配布され、担任より保護者に参加が呼びかけられる。保護者によっては自己のルーツを子どもに伝えていないこともあり、担任のねばり強い呼びかけによって、はじめて参加へとつながる子どももいる。

活動内容である。開催当初は小学生の部、中学生の部とも夏休み中に各5日間程度実施されており、その後、中学生の部は宿泊をとまなう活動を実施していたこともあった。近年では、小学生の部、中学生の部ともそれぞれ2日間の活動であったが、2022年度はコロナ禍もあり、小・中学生とも1日午前のみ活動となった。

小学生の部では、各校から「子ども司会」の希望を募り、その司会が民族衣装をまとい、自己紹介や多言語を用いたゲームなどの進行を行う。中学生の部でも、各校から「子ども実行委員会」を募り、司会のみならずゲームなどの企画を練り、イベント当日は司会進行を担う。小・中学生とも夏休み終了後には、子ども司会、実行委員会とも、主催者からの感謝状が各所属校の全校児童・生徒が出席する児童集会・生徒集会や全校朝礼等で校長より授与される。つまり、このイベントに参加することは、子ども司会・

子ども実行委員会とも、みずから外国にルーツを持つことを全校児童・生徒の前で明かすことになる。司会、子ども実行委員以外の子どもも、このイベントに参加することで、多くのピアグループとともに、学校ではふれることの少ない、みずからの民族ルーツを少なからず自覚することにつながる。

オリニマダンの開催の経緯についてみていこう。第1回開催当時、八尾市に約7000人の在日朝鮮人が暮らしていたという。そして、先に引用したような在日朝鮮人の子どもをとりまく状況があるなか、「もう、こんな悲しみを次代の子らに受けつがせたくない」「私たちが流した涙を二度とひろわせてはならない」このような思いの中で、(略) トッカピ子ども会という地域子ども会が1974年に生まれました。また、市内の小・中学校においても、地道な、民族教育の実践が取り組まれ、着実にその輪が広がる中で、さらに、拡大・強化しなければならないという機運が生まれ」たことによって開催へと至ったとされている[八尾市に民族教育を保障させる連絡会1984]。在日朝鮮人の子どもに対するトッカピでの実践と、それと同時並行的に行われてきた小・中学校での実践をさらに八尾市内に広めていこうというねらいがあったということである。さらには、「市内に住む韓国・朝鮮人児童生徒が同じ仲間として集まり、自分たちの歴史と現実を知り、そして明日に向かって力強く生きる力を養うためサマースクールを開催しています」ことも目的としてある[八尾市1983]

以上のねらいをもってはじめられたオリニマダンであるが、その第1回目の総括には、「親も、子どもたちも、教師も、このような取り組みを心から求めている(略) 子どもたちは、自分の本名を胸を張って名のり、自らの民族を誇れる

場を求めていた。親も、教師も、子どもたちが卑屈にならず、自分自身に自信を持てるような仲間集団を求めていた。その要求にピッタリと合った行事だった」とある〔トッカビ子ども会 1981〕。

後年のものになるが、子どもの感想である。「私は、このサマースクールで初めて朝鮮人、韓国人の仲間に会いました。私は何となくほっとした感じがしました。女の子たちとすぐ友達になったし、今回のサマースクールはすごく、来て良かったなあと思いました」(1984年、中学1年生)〔八尾市に民族教育を保障させる連絡会 1984〕、「オリニマダンに参加して、八尾にはたくさんのかん国人・朝鮮人がすんでいるんだなあと思いました。かん国人や朝せん人はもっと少ないと思っていました」(1986年、小学5年生)〔八尾教組教育ひろば実行委員会 1986：49〕、「オリニマダンに参加し、八尾にはたくさんのかん国人・朝鮮人がいるということをしりました」とある(1986年、小学6年生)⁶⁾〔八尾教組教育ひろば実行委員会 1986：59〕。子どもたちは、先の引用のような朝鮮人としての自己を卑下することもあれば、そのみならず、朝鮮人が八尾市で多数暮らしていることすら知らなかったことがわかる。

また、オリニマダンを広報した『八尾市政だより』には、「初めて自分が韓国・朝鮮人であるという自覚を持った子、市内にこんなにたくさん仲間がいると知った子、なぜ自分たちが日本に住んでいるのか、その歴史を学んだ子が、さまざまなおどろきと、喜びの中で自信と勇気を貯えていっている」〔八尾市 1986〕とある。

繰り返しになるが、上述の「八尾にはたくさんのかん国人・朝鮮人がいるということをしりました」との子どもの感想であるが、実は現在

も同様のことが続いている。2022年に小学生の部に参加した子どもであるが、八尾市内に外国にルーツを持つ子どもが多くいることを知らなかったという感想をのべていたことを筆者は引率の教員より直接聞いた。「外国人」の集住地域に暮らしている場合とは異なり、外国にルーツを持つ子どもが持つ孤立感は約50年前から現在に至るまで変化がないといえ、長年の実践にかかわらず、このような感想が出ることは、実践の敗北ともいえかねない。しかし、だからこそ、子どもたちの孤独感をなくし、「自信と勇気を貯え」るためにも、多くのピアグループが集うこのような取り組みがまだ必要でもある。

3-2 ウリカラゲモイムについて

ついで、「ウリカラゲモイム」である。ウリカラゲモイムは、韓国朝鮮語で「われわれのリズムの集まり」を意味する。第1回のオリニマダンが開催された翌1982年に「フェスティバル 韓国・朝鮮の歌とおどり」として第1回が開催された。1986年に「ウリカラゲモイム」の愛称が付され、1991年に「アジア民族文化フェスティバル ウリカラゲモイム」、1992年に「民族文化フェスティバル ウリカラゲモイム」となった。名称は変更されているが、1982年以降、コロナ禍の2020年、2021年をのぞき毎年開催されている。現在の主催はオリニマダンと同じ八尾市外教である。

オリニマダンはいわば交流会であるが、ウリカラゲモイムは発表会である。八尾市内には小学校10校、中学校6校に合計27の「民族クラブ」が設置されている⁷⁾。これは学校の通常の教育課程とは異なる教育課程外活動として週1回程度の放課後に実施されているものである。学校によっては教育課程内で実施されているものも

ある。

オリニマダンに参加し、八尾市内に外国にルーツを持つ子どもが多数存在することを知ったとしても、学校に戻ると、先の引用のように、そのような子どもが一人しかいないということもあれば、一人しかいないと思っていることもある。このような状況から、学校内での外国にルーツを持つ子どもどうしのピアグループづくりをすすめ、子どもたちのルーツに対する肯定感、エンパワメントを高めることが民族クラブのねらいである。クラブによっては、外国にルーツを持つ子どものみを対象としたものもあれば、日本人の子どもと外国にルーツを持つ子どもが一緒になって参加したクラブもある。クラブの活動では、多言語を用いた遊びや伝承遊び、民族楽器演奏、民族舞踊の練習などがその内容である。そして、これらの成果発表の場が「ウリカラゲモイム」である。

第41回となった2022年度の開催では、小・中学校あわせて16校から25の民族クラブによる楽器や踊りなどの民族文化や劇の発表、先の中学生オリニマダンの子ども実行委員会による開催報告が行われた。開催に先立ち、八尾市長、八尾市教育委員会教育長が来賓として参加し、祝辞をのべている。

ウリカラゲモイム開催の経緯をみてみよう。その前段階にあったのがオリニマダンである。「第一回サマースクール（'81年）に初めて取り組んだ（略）第二回サマースクール（'82年）後、参加した子供達が、更に連帯の輪を強め、民族的自覚を高める為に、フェスティバルを企画した」という〔八尾市教組・在日朝鮮人専門部会1984〕。現在のウリカラゲモイムは、日本人の子どももふくめた民族クラブの発表の場であり、わかりやすい「多文化」の発表の場としての傾

向が強いが、開始当初は在日朝鮮人の子どもの「民族的自覚を高める」ことが目的であったことがわかる。

また、「フェスティバルに出演することは、朝鮮人宣言であり、朝鮮人として生きぬく決意の場でもある。更に、出演できなかった朝鮮人にとっても、目前で頑張る同胞と向き合うことで、より多くの感動が生まれ、民族的自覚も高まってきた。鑑賞する日本人にとって、朝鮮の歌やおどり、劇を見ることで、朝鮮に対して正しい認識が芽ばえた。更に、同じ学校の児童に「ガンバリや!」という一言を言わせた事は、今後、共に手を取り合い連帯へと立ち上がっている一過程になった」ともある〔八尾市教組・在日朝鮮人専門部会1984〕。

朝鮮人としての立ち上がりをめざした場であるとともに、日本人の子どもがそれを支える。そのような関係性を民族文化の発表を通じて行う場、それがウリカラゲモイムだったといえる。

さらには、この場での発表をねらいとして、民族クラブが設置されていない学校に設置を促すこともあれば、民族クラブに参加していない在日朝鮮人の子どもに参加を促すきっかけをつくるなど、八尾市における在日外国人教育の底上げにつながるものが、このウリカラゲモイムであった。第1回開催時の出演団体数は11であったが、41回では16校25クラブ、1団体の出演と増加している。出演数の増加や、市長等が開催時に祝辞をのべにくることなどから考えると、ウリカラゲモイムが在日外国人教育の実践の場として八尾市教育に根付いていることのあらわれといえるのではないだろうか。

もっとも、先の引用にあるように、ウリカラゲモイムの当初の目的は「フェスティバルに出演することは、朝鮮人宣言であり、朝鮮人とし

て生きぬく決意の場でもある」とあるとおりに、みずからの民族的ルーツを明らかにする場としての機能にあった。つまり、朝鮮人の子どもが自己を卑下することなくみずからの民族的ルーツをうけとめ、日本人との対等な関係性へと移行する。あるいは、朝鮮人と日本人とがたがいに支え合えるような関係性をむすぶことが、このウリカラゲモイムの機能として期待されるものであった。

4. 「多文化共生」を捉え直す

では、オリニマダンとウリカラゲモイムの実践から、「多文化共生」の意味を捉え直すべく考察していこう。

オリニマダン、ウリカラゲモイムともその取り組みのターゲットとなっていたのは在日朝鮮人の子どもたちである。引用してきたが、その第1回開催当初、在日朝鮮人の子どもたちは自分たちのルーツを明かすことができない、あるいは、孤立感を抱くなど、そのとりまく状況はきびしいものがあった。このような状況を教育の場から変革すべく、実施されてきたのが、オリニマダンでありウリカラゲモイムである。イベントで可視化できるのは、在日朝鮮人の子どもたち、外国にルーツを持つ子どもたちが集団で遊んでいる様子や、民族衣装を来て文化発表をする様子であろう。しかし、その本質には、子どもたちのピアグループづくりや自己のルーツへの肯定感の醸成を育むことがあり、これは、在日朝鮮人や外国にルーツを持つ子どもたちがみずからの文化やルーツを知ることで、自分たちがけっして他と比較して劣っていないことを理解するためである。劣等感を抱くのは、自己の文化やルーツを知らないためであり、かつ、日本社会での少数者であるからであって、けっ

して自己の文化やルーツに起因するものではない。であるからこそ、まずはそれらを「正しく」知り、理解することが必要となる。自分が劣っていないことを理解したうえで、他者との「対等」な関係が結べるのである。

そして、「対等」な関係を結んだうえで、次にむかうのが「平等」である。トッカビなどがオリニマダン、ウリカラゲモイムなどともに行ってきたのが、在日朝鮮人の住民としての権利を求めた運動であった。「対等」な関係を求めた実践を行いつつ、「平等」な関係を社会構造から構築すべく運動を併行していったのが八尾での実践であり、これらは社会変革の両輪であった⁸⁾。これにより、日本人と在日朝鮮人の「平等」な関係が社会構造から一定は担保することが可能になるのではないだろうか。

以上、八尾の実践からあらためて考えると、「外国人」に対する、日本人との「対等」な関係を結ぶ取り組みは重要である。しかしそれが最終の目的となるのではなく、あくまでも両者の「平等」な関係へと移行する一里塚でなければならなくてはいけないのである。「平等」な関係を社会構造から担保できる。これが現在の「多文化共生」に決定的に欠落したものである。したがって、「多文化共生」を心地よいスローガンや「外国人」への支援の取り組みへと収斂させるのではなく、それを日本人と「外国人」との「平等」にむけた葛藤や、「多文化共生」というその内実自体を常に問い続けることが内包された、動的なプロセスとして捉えていくべきであろう。これによって、はじめて「多文化共生」は「外国人」のためのものとして捉えることが可能になるのではないだろうか。

5. おわりに

以上、「多文化共生」を「外国人」のためのものとするべく、八尾での実践から考察をすすめてきた。

高谷は、大阪でのさまざまな在日外国人への教育等の実践から、「多文化共生」は、あくまでも「反差別」や「人権を基盤としたうえで提示された理念だった」[高谷 2022:17] としている。本稿であつてきた八尾の事例も、反差別や人権が内包された実践であったことは当然である。反差別、人権が内包された「平等」への志向が八尾の実践の礎であり、繰り返しになるが、これらが「多文化共生」をより「外国人」のためのものとする重要な要素でもある。今後、「多文化共生」を「外国人」と「日本人」の平等を志向したものとするべく、より多くの実践が各地で取り込まれるであろうか。

他方、「在日外国人施策に関する指針」20年ぶり府が改定へ」との報道では、「在日コリアン」記述減り議論」とある。大阪府が同指針を改定するにあたり、府の有識者会議上、その改定案に対し「在日韓国・朝鮮人のことが書かれていない。世代を重ねて暮らす人たちだということが全く見えない」「大阪の施策の背景には、在日コリアンを始めとする多様な人たちへの実践の積み上げがある。言及はあった方がいい」との声があがったという⁹⁾。本稿が危惧したような、「多文化共生」が謳われる一方での在日朝鮮人の存在の欠落が顕著になりつつある。

また、高谷は、1970年代在日外国人教育の実践を第一線で担っていた人びとが退く時期にあり、そこでの理念や実践が次世代に継承できるかが課題であるとも指摘する [高谷 2022:27]。筆者も実践の現場にかかわり同様に痛感しているが、一方ではオリニマダン、ウリカラゲモイム、

さらには民族クラブなどの現場にあらたな担い手が出てきていることに希望の光をみることもある。

さらには、「嫌韓」言説の公式化が在日外国人教育や本稿があつてきたような市民運動を各地で後退させるバックラッシュとなっている。

そのような現況のなか、八尾での実践が「平等」志向から乖離したものにならないとはけっしていえない。これからが正念場でもある。

付記

本稿は、科学研究費基盤研究(C)「外国人の「権利獲得・擁護」モデルの「多文化共生」創出にむけた研究」(20K02137)〔研究代表者:鄭榮鎮〕ならびに「都市「社会問題空間」の付置構造とその変容に関する研究」(課題番号20H01579)〔研究代表者・島和博〕による成果の一部である。

*大阪公立大学都市科学・防災研究センター特任講師
大阪公立大学人権問題研究センター特別研究員

【注】

- 1) 本稿では、引用をのぞき、日本の旧植民地朝鮮出身者およびその子孫の総称を「在日朝鮮人」もしくは「朝鮮人」と表す。
- 2) 「多文化共生事例集」は2021年に「令和3年度版」が総務省ホームページ上で公開されており、97の事例が紹介されている。
- 3) 八尾市在日外国人教育研究会は、「1990年6月に「八尾市在日外国人教育基本指針」が策定され、研究や実践のより一層の深化・充実のため研究会組織の確立が謳われ(略)その趣旨を受け、八尾同研(筆者注:八尾市同和教育研究会)、校園長会、市教育委員会が中心となって設立に向けての準備会を結成し」、上記指針を具現化する組織として結成された。「わたしたち教職員が平等の精神、人権尊重の精神にたつて、各校園の実践や課題を持ち寄り、

草の根の実践から「多文化共生」を捉え直す：「多文化共生」を「外国人」のものとするための試論

互いに学び合い、正しい認識と指導力の向上に努めることが目的」とある〔八尾市在日外国人教育研究会 1993〕。役員幹事は校長等の管理職、事務局を現場の教員がつとめている。オリニマダン、ウリカラゲモイム以外には、教職員対象の教育講座の主催や、各小・中学校の在日外国人教育の実践を集めた実践資料集を編集・発行して八尾市内公立学校の全教職員に配布している。なお、同指針は、トッカピ子ども会、八尾市教職員組合などによる共働組織「八尾市に民族教育を保障させる連絡会」が長年にわたって八尾市、八尾市教育委員会に策定を要望してきた「民族教育基本指針」が結実したものである。この要望運動時、幾度も約束を反故にするなどの市の不誠実な対応への抗議として、トッカピ子ども会保護者会などが八尾市庁舎前で3日間にわたり座り込み抗議活動を行っている。その結果、教育長との交渉が実現し、策定にむけた検討委員会が教育委員会内に設置されたという経緯がある〔トッカピ子ども会 1995〕。

- 4) 八尾市内全小学校数は義務教育学校前期課程を含む。全中学校数は義務教育学校後期課程を含み、夜間学級は含まない。
- 5) 八外研運営委員は、各小中学校に1人ずつ配置されており、各校の教員が授業や他の学校業務を兼ねながら任にあっている。
- 6) 引用元の本文中ではいずれの感想とも学校名と実名が記載されている。
- 7) 中学校夜間学級を含む。
- 8) 本稿がいうところの「平等」であるが、マジョリティ、マイノリティにかかわらず、その属性や社会的・経済的状況などにとらわれずに誰もが一樣にあつかわれる形式的なものをさすのではなく、そのような状況を変革するために積極的に是正措置を行う、実質的のものを意図している。
- 9) 朝日新聞大阪版2022年12月23日付21面。

〔引用文献〕

大阪市「大阪市多文化共生指針」<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000523890.html> (2022年12月16日アクセス)。
しんぼく会「トッカピ」〔1974〕「トッカピニュースNo.1」、NPO法人トッカピ所蔵資料。

新村出〔2018〕『広辞苑 第七版』、岩波書店。

総務省「地域における多文化共生推進プラン」https://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b6.pdf (2023年11月2日アクセス)。

総務省「多文化共生事例集 ～多文化共生推進プランから10年共に拓く地域の未来～」https://www.soumu.go.jp/main_content/000731370.pdf (2022年12月16日アクセス)。

総務省自治行政局国際室「『地域における多文化共生推進プラン』の改訂」https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei05_0000138.html (2023年11月2日アクセス)。

総務省自治行政局国際室「『地域における多文化共生推進プラン』の改訂のポイント」https://www.soumu.go.jp/main_content/000706217.pdf (2023年11月2日アクセス)。

高谷幸〔2022〕「まえがき」高谷幸編『多文化共生の実験室 大阪から考える』青丘社、13-33頁。

トッカピ子ども会〔1981〕「資料'81八尾市に住む韓国・朝鮮人児童・生徒のためのサマースクール etc統一行事」、NPO法人トッカピ所蔵資料。

トッカピ子ども会〔1995〕『トッカピ子ども会20周年記念誌 ーともに生きる八尾、まちづくりー』、トッカピ子ども会。

樋口直人〔2019〕「多文化共生一政策理念たりうのか」高谷幸編『移民政策とは何か 日本の現実から考える』人文書院、129-144頁。

松村明・三省堂編修所〔2019〕『大辞林 第四版』、三省堂。

八尾教組教育ひろば実行委員会〔1986〕「1986年度 第6回オリニマダン(子どもの広場)在日韓国 朝鮮人児童生徒サマースクール 感想文集」。

八尾市〔1983〕「やお市政だより」724号、3頁。

八尾市〔1986〕「やお市政だより」797号、6頁。

八尾市教組・在日朝鮮人専門部会〔1984〕「第一回フェスティバル韓国・朝鮮の歌とおどり」、全国在日朝鮮人教育研究協議会「第5回全国在日朝鮮人教育研究集会資料 在日朝鮮人教育運動と実践の発展をめざして」、197-200頁。

八尾市在日外国人教育研究会〔1993〕「1992年度 八外研事業報告」、八尾市在日外国人教育研究会。

八尾市人権ふれあい部人権政策課「第2次八尾市多文化共生推進計画」<https://www.city.yao.osaka.jp/0000025087.html> (2022年11月2日アクセス)。

八尾市総務部総務課統計係〔2022〕「八尾市統計書 2021年版(令和2年度統計)」<https://www.city.yao.osaka>

jp/0000039644.html (2022年12月16日アクセス)。

八尾市に民族教育を保障させる連絡会 [1984] 「サマースクールに参加して 1984 8・1～5 かんそうぶんしゅう」、NPO法人トッカビ所蔵資料。

安中支部差別国籍条項撤廃闘争委員会 [1979] 「願書も受け取らぬ八尾市！4時間にもわたる交渉で、前向き検討と交渉継続を確約させる！」、NPO法人トッカビ所蔵資料。